

第 1 回  
紀の川市市章選定小委員会  
会 議 録

開会 平成 17 年 4 月 12 日 (火)

閉会 平成 17 年 4 月 12 日 (火)

那賀 5 町合併協議会

第1回 紀の川市市章選定小委員会 索引	
付 議 議 件 名	頁 数
1．開 会	1
2．委員の紹介	〃
3．事務局職員の紹介	2
4．委員長及び副委員長の選出について	〃
5．委員長挨拶	4
6．会議録署名委員の指名	〃
7．協議事項	
（1）市章の選定方法について	5
（2）市章の募集方法について	8
（3）市章の選考方法について	〃
（4）その他	2 2
8．その他	〃
9．次回開催日程等について	2 3
10．閉会	〃

第1回 紀の川市市章選定小委員会 会議録

開催年月日	平成17年4月12日(火)		
開催場所	打田町保健福祉センター 3階 大会議室		
開会及び閉会時間	開会 午後1時58分	閉会 午後3時57分	
会議録署名委員	藤永知宏	杉原勲	
議長	黒田七郎		
出席並びに欠席委員  出席 16名 欠席 名  凡例 出席 × 欠席	委 員 氏 名		出欠
	委員長	黒田七郎	
	副委員長	田村美代子	
	委員	藤永知宏	
	委員	榎本喜之	
	委員	南木和子	
	委員	増田敏郎	
	委員	杉原勲	
	委員	大西洋太郎	
	委員	丸井幸次	
	委員	岡田邦夫	
	委員	千田弘	
	委員	大森道夫	
	委員	津田愛珂	
	委員	竹村広明	
	合併協議会 事務局	事務局長	奥谷敏夫
事務局次長		栗山房大	
総務課長		石脇順治	
調整課長		狭間秋友	
計画課長		岩坪純司	
総務課主幹		半田雅己	
総務課長補佐		今城崇光	
総務課長補佐		乾浩二	
総務課長補佐		栗本宗彦	
調整課主事		國部毅聡	
開庁準備班		筒井勝己	
〃		中浴哲夫	
〃		花田学	
〃		吉川由美子	
〃	田村圭司		
会議の経過	別紙のとおり		

事務局  
(総務課長  
石脇順治)

それでは、定刻より少し早いんですけども委員それから関係者の方々が全員出席していただいておりますので、これから始めさせていただきますと思います。

ただ今から第1回紀の川市市章選定小委員会を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。私、4月1日付けで那賀町より派遣されてきました総務課の石脇です。

それでは早速会議に入らせていただきたいと思います。まだ委員長が選出されておられませんのでそれまでの間、私が進行役を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議資料のご確認でございますが委員の皆様方には事前に資料を配付させていただいておりますが、本日お持ちでない委員の方がいらっしゃいましたら、事務局までお申し出下さい。ございませんか。

それでは、会議次第にのっとりまして会議資料の2ページでございますが、会議次第に入りますまでに、一部訂正がございましたので名簿のところで配布させていただきたいと思います。

誠に申し訳ございません。名簿ですけども、事務局職員の名前が少し誤っておりましたのでここでお詫びをいたします。

それで、次に委員はじめ皆様方には携帯電話についてでございますが、会議中は電源をお切りいただくか、マナーモードに切り替えていただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の会議には各町の企画関係課長にオブザーバーとして同席をいただいております。また今後の小委員会開催時にも同様に同席をいただく旨、委員の皆様方にはご了承を賜りたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり。

事務局  
(総務課長  
石脇順治)

ありがとうございます。それでは会議次第2番目の委員の紹介に移らせていただきます。なお、席順につきましては建制順にお座りをいただいておりますので、ご了承の程よろしくお願い申し上げます。私の方からお名前を読み上げさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

打田町助役 藤永知宏様。

打田町議会議員 榎本喜之様。

打田町学識経験者で南木和子様。

粉河町助役 増田敏郎様。

同じく議会議員の杉原勲様。

学識経験者 大西洋太郎様。

那賀町助役 丸井幸次様。

同じく那賀町議会議員 黒田七郎様。

同じく那賀町学識経験者 岡田邦夫様。

桃山町助役 千田弘様。  
議会議員 大森道夫様。  
桃山町学識経験者 津田愛珂様。  
貴志川町助役 武部善次様。  
同じく議会議員の竹村広明様。  
学識経験者 田村美代子様。

本小委員会の特別委員でございます和歌山大学講師 北村元成様。  
ありがとうございました。

続きまして、会議次第3番目の事務局職員の紹介をさせていただきたいと思えます。事務局職員ですけれども、事務局長 奥谷敏夫。事務局次長 栗山房大。調整課長 狭間秋友。計画課長 岩坪純司。総務課主幹 半田雅己。総務課長補佐 今城崇光。調整課主事 國部毅聡。それから各町開庁準備班として兼務辞令をいただいておりますので、順に紹介させていただきます。打田町から筒井勝己。粉河町から中浴哲夫。那賀町から花田学。桃山町から吉川由美子。貴志川町から田村圭司。本日総務課より、合併協議会総務課より記録係として補佐の乾浩二。同じく補佐の栗本宗彦。以上で事務局職員の紹介を終わらせていただきます。

続きまして会議次第第4番の委員長及び副委員長の選出に移らせていただきます。会議資料の3ページをお開き願いたいと思えます。ここに那賀5町合併協議会紀の川市市章選定小委員会規程第4条第1項の規定に基づきまして、委員長、副委員長を選出していただくものでございますが、選出方法につきましては、小委員会規程第4条第2項で委員の互選により選出する旨規定されてございます。それではまず、委員長の選出につきましてご協議をよろしくお願い申し上げたいと思えます。ご意見がございましたら申していただきたいと思えます。

委員  
(丸井幸次)

ちょっとよろしいですか。今日まだ皆さん顔合わせしたところなんですけれども、委員長選出ということで、どのような方法でやるかということであるんですけども、私那賀町の丸井ですけど、この市章の選定っていうのは広く、市民の方にも愛着を持っていただかなければいけない重要な問題だと思います。その中で、今各町から4号委員さんの、議会議員の先生方が出席をいただいておりますので、誠に申し訳ないんですけども議会議員の各町の先生方でお互いに一つ話し合いをしていただきまして、委員長を決めていただければ、幸いと思えますけれども。よろしございますか。そのようにお願いしたいと思えますけど。これは私の意見でございます。

事務局  
(総務課長  
石脇順治)

今、丸井委員さんの方からご提案が出ましたけれども、他の委員さんにつきましては、その点につきましてはいかがなものございましょうか。

「異議なし」の声あり。

<p>事務局 (総務課長 石脇順治)</p>	<p>ありがとうございます。失礼いたしました。今、異議なしというお声をいただきましたので、5人の4号委員さん、榎本委員さん、それから杉原委員さん、それから黒田委員さん、それから大森委員さん、竹村委員さんの方でご協議願うということで、その点皆さんご了解していただけますか。</p>
<p>事務局 (総務課長 石脇順治)</p>	<p>「はい。」の声あり。</p> <p>それでは別室を取りますので少しの間休憩させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。</p> <p>(休憩 午後2時07分) (再開 午後2時15分)</p>
<p>事務局 (総務課長 石脇順治)</p>	<p>それでは、休憩をいただきまして誠にありがとうございます。4号委員さんの方でお話をさせていただき、決まったようでございますので代表で誰が決まった方のご報告を願いたいと思えますので、よろしく願いいたします。はい、どうぞ。</p>
<p>委員 (榎本喜之)</p>	<p>すいません、4号委員で互選した結果、那賀町の黒田委員さんに会長の方、いや委員長の方をお願いすることになりました。以上です。</p>
<p>事務局 (総務課長 石脇順治)</p>	<p>どうもありがとうございました。それで今ご報告ありました、紀の川市市章選定小委員会委員長につきましては、那賀町の議会議員の黒田七郎様が委員長になられたということで、ご協力どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして副委員長の選出についてでございますが、この点についてもどうさせていただきますらよろしいでしょうか。はい、どうぞ。</p>
<p>委員 (竹村広明)</p>	<p>貴志川町の竹村でございます。先ほど委員長の選出ということで、我々4号議員の中から互選させていただきましたので、副委員長さんに関しましては、学識経験者5名の中から選出していただけたらいかがでしょうか。私の意見です。以上です。</p>
<p>事務局 (総務課長 石脇順治)</p>	<p>どうもありがとうございました。今、竹村委員さんから学識経験者の5号委員さんの中から互選ということでご意見をいただきましたけれども、その他皆さんご意見ございませんでしょうか。</p> <p>「異議なし。」の声あり。</p>
<p>事務局</p>	<p>異議なしという声があがりましたのでそのように進めさせていただきます</p>

<p>(総務課長 石脇順治)</p>	<p>たいと思います。それではこれもこの場で決めにくかったら休憩を取らせていただきまして、別室で学識経験者5人の方で寄っていただいて決めていただきたいと思いますけれども、それで進めさせてもらってもよろしいでしょうか。</p> <p>「はい。」の声あり。</p>
<p>事務局 (総務課長 石脇順治)</p>	<p>それでは、確認できましたので暫時ちょっと休憩をさせていただきたいと思いますので、5号委員さんにつきましては、別室へ移動願いたいと思います。よろしく願いしときます。</p> <p>(休憩 午後2時17分) (再開 午後2時21分)</p>
<p>事務局 (総務課長 石脇順治)</p>	<p>それでは休憩をいただきましたけども、再開させていただきます。それでは5号委員さんで寄っていただいた結果を発表していただきたいと思います。代表の方よろしく願います。</p>
<p>委員 (岡田邦夫)</p>	<p>はい、それでは副委員長の選出について発表いたします。5名の委員で協議いたしました。現在そのいう男女参画という大変な時代でございます。そこで副委員長に田村委員さんをお願いするという形で決まりましたのでご報告いたします。</p>
<p>事務局 (総務課長 石脇順治)</p>	<p>どうもありがとうございました。今、副委員長に貴志川町の5号委員さんでございます田村美代子さんになっていただくことになりました。よろしく願います。</p> <p>改めましてこの紀の川市市章選定小委員会の委員長に那賀町の黒田七郎様、それから副委員長に田村美代子様ということでお二人とも大役ですけどもよろしく願います。</p> <p>それでは、委員長が選出されましたので小委員会規程第5条の第3項会議の議長は委員長が務めるという規定に基づきまして、これ以降の議事進行につきましては、黒田委員長をお願いいたしたいと思いますので、委員長は議長席へよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは不慣れな司会でしたが、委員の皆様のご協力いただきまして、無事議事を進めることができました。どうもありがとうございました。委員長にはよろしく願いしておきます。</p>
<p>議長 (黒田七郎)</p>	<p>それでは日程に従いまして、会議を進めて参りたいと思います。まず初めに委員長の挨拶ということでございますので、ごく簡単にご挨拶だけ申し上げさせていただきたいと思います。5町合併の市章、これは相当重要な議題に入ってこようかと考えてございます。皆さん方の、選任されました委員の皆さん方で立派な紀の川市にふさわしい市章を決めて</p>

いただきたい。これだけが私の就任のご挨拶でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

それでは早速ではありますが、会議次第に従いまして進めて参りたいと思います。

なお、本日の出席委員は、16名であります。小委員会規程第5条第2項の規定の3分の2以上の委員の出席がございますので、本日の会議は成立しておりますことをまずここでもってご報告をさせていただきたいと思っております。

引き続きまして会議次第6番の本日の会議の会議録署名委員を指名させていただきます。打田町の藤永委員、粉河町の杉原委員、以上の委員さんをお願いをいたしたいと思っております。よろしくをお願い申し上げます。

それでは、次の会議次第7番の協議事項に移らせていただきたいと思います。まず、1番目の「市章の選定方法について」事務局から説明を求めます。

開庁準備班の今城です。よろしく申し上げます。資料に基づきまして本日の協議事項について説明させていただきます。まず市章の選定につきましては、昨年7月に開催されております第5回合併協議会において、慣行の取り扱いということで新市において新たに定めるものとして確認されています。しかし、市章は新市のシンボルであり、また合併後新市の発行する印鑑登録カード、戸籍抄本・謄本、印鑑証明や封筒などに幅広く市章を用いることが望ましいと考えています。

よって新市発足時まで選定することと本年3月、第12回合併協議会で確認されこの紀の川市市章選定小委員会が設置され、募集及び選考について付託を受けております。その付託を受けた市章の作品募集についてまずその選定の方法をどのようにするかをご協議いただき、決定していただくことが本日の一つ目の協議事項となっておりますので今日の4ページの協議事項(1)の市章の選定方法ということでよろしくお願ひ申し上げます。

まず協議に入っていただく前に、今日お配りしております資料について簡単に先に説明させていただきます。まず会議資料の5ページ、6ページ目には北村委員に専門的な立場から市章を募集する際の方法として、まず一般的に考えられる公募方式、それからコンペ方式についてコメントをいただいております。よって本日の資料に参考資料として掲載させていただきました。それぞれのメリット・デメリットを含めまして詳細かつわかりやすくまとめていただいておりますので、これからの協議に大変参考になる資料になると考えております。なお、この6ページのちょうど中程に例ということで作品プレゼンテーション方式とそれから事前プレゼンテーション方式と二通りコンペ方式の中で分けているわけですが、これにつきましては上の例が作品の方が一般的なコンペ方式、下の事前プレゼンテーション方式が委託方式的な事という風に考えていただいて、4ページの(1)市章の選定方法についてというこ

事務局  
(総務課長補佐 今城崇光)

とで、公募方式 コンペ方式 委託方式と、一つのこの中からでも結構ですし、まずこの3点の中から選定方式についてご協議の上、皆さんにこの方法をご決定いただきたいということです。

それで、5ページ、6ページに戻りますけども公募方式につきましては、メリットにつきましては低予算で幅広く公募、広報をすることによって紀の川市が誕生したということの啓発効果、広告効果が得られると、それから募集をすれば、その選定にかかる作品数が多いというメリットがあるということです。それからもう一つ大事なことで、市民の参加を得られるということです。ただし、デメリットにつきましてはその募集から始まって選定までの期間が長くかかると、それから年齢層とかそういうものを特に限定しない場合は、当然子どもさんからずっと幅広い年齢層の応募があるということで作品の質がばらつきがあると、中には専門家の人も応募してくる可能性がありますので、プロの方まで幅広く応募があるということで質にばらつきがあるということです。後、監修サイドの負荷大ということで選んでいただくこの委員さん方に何回かその作品を見ていただいたうえで、検討していただいて、それから最終的に選考、選んでいかなんということが考えられるということをお北村先生のコメントの中に書いていただいております。

それからコンペ方式の方なんですけども、メリットについては、質の一定化っていうのは当然コンペに参加してくるのが、こういうことを普段からされてる業者さんが多いだろうということで、質の一定化や定められた期間の中で製作と、その応募作品を提案してくるということが考えられますので、短い時間で選んでいけると、それからその後の選定作業、選定後の作業ですね、類似調査、要するに他の市町村のそういう章と全く一緒でないとか、或いは一旦決めた後に公用車であるとか色んなところに活用する時のマニュアルとかデータ化を同じ業者さんに一括して注文できるというようなメリットもあります。それからまたデメリットについては、公募と違ってコンペのやり方によっては、その作品を提供してもらってそのコンペをする前に調査費とかそういうのを場合によっては出さんなんという場合もでてくると、そういうことで公募方式とコンペ方式について北村先生のコメントの中で、皆さんの検討資料の一つにさせていただいております。この他かなり色々先生の方からコメントを書いていただいているんですけども、事前にお渡ししてる点とこの方式につきましては、委員の皆さんにご協議の上ご決定していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長  
(黒田七郎)

ただ今事務局の方からですね、説明いただきましたけれども市章の選定方法について意見をいただく前にですね、北村特別委員さんから特に補足説明ございませんか。

委員  
(北村元成)

はい、ありません。

<p>議長 (黒田七郎)</p>	<p>それでは皆さん方にお諮りさせていただきたいと思います。ただ今事務局の方から詳しく説明をいただきましたこの方法につきましてなにかご質問はございませんか。はい、どうぞ、榎本委員。</p>
<p>委員 (榎本喜之)</p>	<p>榎本です。すいません、まず資料いただいた時から私気になってた点というか、ちょっと教えていただきたいんですけど、協議事項の1番「市章の選定方法について」と2番「市章の募集方法について」、この議論の論点はどこが違うのかちょっと明確に教えていただきたいなと思います。</p>
<p>議長 (黒田七郎) 事務局 (総務課長補佐 今城崇光)</p>	<p>事務局、お答え願えますか。</p> <p>まずあの一つ目の議題選定方法につきましては、まず公募方式、一般に広く募集する方法とそれから業者をある程度選考して行うコンペ方式と委託方式いずれの方法でこの市章の選定を行うかと、これからのこの市章の募集と選定を行うかということをもまず一つ目では決めていただきたいということです。</p> <p>それからその3つの内から1つに決定した後で、その方式のみの募集の募集要項とかのそういう項目を一つずつ整理していきたいということです。それから3番目につきましても同じく、その選考方法について選考要領的な資料を基にして一つずつ確認していきたいということです。それでよろしいでしょうか。</p>
<p>議長 (黒田七郎) 委員 (竹村広明)</p>	<p>よろしいですか。はい、どうぞ竹村委員。</p> <p>竹村でございます。この市章の選定の最終期日ですね、これが何月頃までにしなければならないのかと、公募方式またコンペ方式どちらもあるうかと思うんですけども、公募方式だと長期間、時間かかるということですけども、どのくらいかかるのかその最終に間に合うのかどうか、それによっておのずと間に合わなければですね公募方式は取り入れられないと思うのでそのへんお聞かせ願いたいと思います。</p>
<p>議長 (黒田七郎) 事務局 (総務課長補佐 今城崇光)</p>	<p>事務局の答弁を求めます。</p> <p>はい、まず期間ですが、この中では公募方式が先ほど説明させていただきましたように長期間かかると思います。それで最終的にこの市章を選定するというのは、予定では8月の合併協議会において選定していただくと、最終の市章候補を選定していただくということで予定しております。今日ここでこの3つのプランを出ささせていただいておりますので、一応事務局の今の原案におきましては公募方式を用いた場合でもそれに間に合うという形で提案させていただいております。以上です。</p>

<p>議長 (黒田七郎) 委員 (榎本喜之)</p>	<p>竹村委員よろしいですか。他にございませんか。どうぞ、榎本委員。</p> <p>すいません、榎本です。先進事例を見ますと全て公募なんですけど、それ以外の先進事例というのはないのでしょうか、教えていただきたいと思います。</p>
<p>事務局 (総務課長補佐 今城崇光)</p>	<p>はい、誠に申し訳ないです。インターネットとかで色々調べたんですけども、市章を合併時に募集している方法を調べた結果、ほぼ全数がこの公募方式というのを取っております。そこへこの3つの提案をさせていただいたのは申し訳ないんですけども、やはり色々な方法があるということでそれぞれにメリット・デメリットっていうのがありますので、この小委員会の方でご協議いただきたいということで、まず一つ目の協議事項にさせていただきました。</p>
<p>議長 (黒田七郎)</p>	<p>榎本委員、よろしいですか。他にございませんか。</p> <p>ございませんか。はい、他にご意見、ご質問がないようでございますので皆さん方にお諮りをいたします。市章の選定方法につきましては、1つ公募方式、2番コンペ方式、3委託方式のいずれかに決定をいたしたいと思いますが、いかがでございますか。</p> <p>ただ今ご意見では、一人ずつ一つ決めていただきたいという要望ございますので、そのようにさしていただいてよろしいございますか。</p>
<p>議長 (黒田七郎)</p>	<p>「はい。」の声あり。</p> <p>はい。それではこの市章の選定方法につきましては、まず1番目の公募方式にさしていただきたいということにつきましての、賛成の方の皆さん方の挙手をお願いいたします。ありがとうございました。全員に近いことでございますので、この方法につきましては、公募方式の声が多数でございますので異議なしと認めさせていただきたいと思います。そのように決定をいたします。暫時議案整理のために、暫時休憩をいたします。</p>
<p>議長 (黒田七郎)</p>	<p>(休憩 午後2時39分) (再開 午後2時45分)</p> <p>それでは休憩前に引き続きまして再開をいたします。続いて2の「市章の募集方法について」及び3の「市章の選考方法について」を一括いたしますして事務局から説明を求めます。どうぞ。</p>
<p>事務局 (総務課長補佐 今城崇光)</p>	<p>はい。休憩中にお配りさせていただきました資料につきましては、公募方式による紀の川市の市章の募集要綱案、それから同じく選考要領案、それからそれに基づいた一つのたたき台としてチラシと、A3版がチラ</p>

シになりますけども、この3種類を配布させていただきました。それで先ほど選定方法で公募方式にご決定いただきましたので、まずここで募集要項の説明に入らせていただきます。

これにつきましては、協議事項の2番目の部分になります。全てを説明させていただくと時間もかかりますので特にこの中で皆さんにご協議、ご決定いただく部分につきましてはまず事務局の方で太字でアンダーラインを付けさせていただきました。この部分につきましては、皆さんにご協議していただくことで、最終的にこの要綱案を決めていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

まずこの案につきましては、一つ目に主旨を書かさせていただきました。主旨につきましては、この紀の川市が目指すまちづくりの将来像と、これは新市の建設計画の中に記載しております将来像のキャッチフレーズになります。それにふさわしいデザインを広く公募するということを主旨に出させていただきます。

次に募集する市章につきましては、そこに1から6まで記載させていただいております。この部分につきましては、会議資料の7ページにもありました先進事例、先進町の色々な募集要項を参考にさせていただきます。必要な事項をこちらの方に6点挙げさせていただきます。その中で特にその3番目の用紙の地色の色を含めて3色以内と、これは色々な市町村によっては色数が違いますのでご協議いただきたい事項になります。

次に応募方法につきましては、公募の場合でも色々な先進事例では、合併する市町村の管内にしているところもあれば、その県内にしているところ、それから全国区で募集しているところとがあります。またその他に年齢制限や或いはその学生さんだけを対象にしていると、特にこの近隣では日高川町の場合は、北村委員もそちらの方で委員になっていただいていたんですけども、管内の小中学校、中学校、高校生を対象にしてこの市章の募集をしております。それから後応募点数につきましても、限定していないところと、限定しているところがあります。

次に応募方法の4番目ですけども、応募は封書による郵便とそれから持参とするということにしております。電子メールやファックスによる応募は不可とすると、これは市章当然色が付きますのでメールでいただいても印刷をかける時に若干色合いが変わると、或いはそのファックスの場合は白黒で出てしまうということがありますので、基本的に封書による現物の郵便、持参ということで、郵便の場合は合併協議会の事務局宛になるわけですけども、持参の場合封書による郵便で料金がいらいますので、持ち込みをしやすいということ、合併協議会事務局以外に那賀5町の役場の企画関係課に窓口になっていただければということ、こちらの方に記載させていただきましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

次に応募期間は、準備の都合もありますので、あと合併協議会だよりにもまた掲載していきたいと思っております。そういった中から8月の

合併協議会で選定していかなければならないという期限とすれば、5月連休明けから約1ヶ月ほど期間を設けたいということです。

それから選考方法につきましては、市章の候補作品3点までがこの市章選定の小委員会の役割ということでお願いしたいと。

それから最終候補につきましては合併協議会で選定ということをごちうの方にあげております。

後、採用作品の発表がありまして、次に賞金なんですけども賞金につきましては、こちらは現金になっております。17年度予算の方に計上させていただきました。最終候補の3点の内、1つが最優秀賞で30万、それから次点の2作品が各10万円ということになります。但し応募資格が未成年、成年以上っていう風に限定しない場合は未成年者の当選もあり得るわけで、その賞金の授与に関してはその受賞者の保護者等に代理授与するという形を考えています。

後、著作権の関係です。

これで一応要綱案の方、補足も含めまして簡単に説明させていただきました。これで後ほど、その太字の部分についてご協議、決定いただきたいと、その太字の部分について協議願いたいと思います。ただその前に北村委員さんの方から僕の説明以上になにか補足があればお願いしたいと思います。よろしく願います。

議長  
(黒田七郎)

ただ今、事務局から説明をいただきましたけれども、北村特別委員の方から補足的にご説明をいただきたいとこう考えますのでよろしく願いたいいたします。どうぞ。

委員  
(北村元成)

よろしく願います。公募方式ということになりましたので、この点でいくつか注意をしなければならない点が、まず一つは公募の場合ですけれども、子供さんから高齢者まであらゆる方面から自由に応募されるということで作品の質にどうしてもばらつきがあります。公募の場合地色を含めて3色以内としている点は、色数が多いほどカラフルで美的感覚的には見栄えがするのですが、市章として色々な使い方をする場合単色で使う場合も多々ございます。よって色の数は少ない場合が一般的と考えます。後は、公募をかけます範囲、紀の川市のイメージを表す市章となりますので、それにふさわしいデザインの応募が必要となってきます。応募は一般的には地域や年齢など限定せず、広く応募する事となりますが、紀の川市という地域を理解されたデザイン、コンセプトが作品の中に表現できるかということになれば、例えば那賀5町管内に住んでいる人、勤めている人などに限定したり、県内とすると色々な方法も考えられます。ただし、このような市章の応募に関する応募には、比較的全国からプロ、あるいはセミプロ的な方々からの作品が届く場合が考えられ、質の高いものが期待されます。でも、紀の川市にふさわしいコンセプトを得られるかどうかはわかりません。範囲を決める場合もそれぞれのメリット、デメリットが考えられます。

<p>議長 (黒田七郎)</p>	<p>はい、ありがとうございます。それではただ今、市章募集要綱案につきまして説明をいただきましたけれども、この件につきまして皆さん方のご意見を承りたいと存じます。 はい、どうぞ。千田委員。</p>
<p>委員 (千田 弘)</p>	<p>この要項の中で、応募は封書による郵便又は持参となっておりますけれども、この郵送の場合事務局、それから持参の場合は各町と関係町と事務局と、これ使い分けしてるのはどういうわけかちょっと教えていただきたいんですけども。この郵送の場合は別として、持ってくる持参できるところにも郵送、同じような条件にしたらどうかと思うんですけども、その点なにか理由があるのかご説明をお願いします。</p>
<p>議長 (黒田七郎) 事務局 (総務課長補佐 今城崇光)</p>	<p>事務局、答弁できますか。どうぞ。 はい、ご質問は郵便の場合が事務局だけということで、持参の場合各5町プラス事務局っていう形でこちらの方で分けてあるわけですけども、特にその大きな理由等はないです。先ほど説明させていただいた郵便の場合につきましては、このチラシの方にも応募用紙っていうのを右側半分に付けさせていただいてるわけですけども、封書による郵便につきましては定額になりますんで、当然もう事務局一本で一旦取りまとめしていければと、それから持参の場合はまず5町以外の方が応募する場合は、当然事務局の方へ郵送になる可能性は高いと思うんですけども、5町の中の方が応募する場合、郵送であれば当然送料いってきますんで、近くに役場あるよと、或いはまた誰か家族の方や隣近所の方が役場へ行く用事があれば届けられるっていうことでまず一つは各役場の方を受付の窓口にしていただければ、それだけ応募していただける方が増えるんじゃないかというような理由になります。あと、ここで事務局って書いておりますのは持参の相手先を各5町さんだけにお願いするんじゃないに事務局の方も一応持ってきていただける場合は、窓口になりますよってことで一応加えてるだけですので、それ以上の理由っていうのは案の方で検討した段階ではもっておりません。</p>
<p>委員 (千田 弘)</p>	<p>そしたら、例えばその5町で郵送届いた場合でもいいっていうことですね。限定してへんっていうことですね。そこらある程度、事務处理的にちょっと面倒かと思えますけども、ある程度幅もった形でしておいた方が後で色々あるかもわかりませんので、そこら辺配慮の方お願いしておきます。もう結構です。</p>
<p>委員 (丸井幸次) 議長</p>	<p>ちょっとよろしいですか。 どうぞ、丸井委員。</p>

<p>(黒田七郎) 委員 (丸井幸次)</p>	<p>先ほど、北村先生からちょっとご説明いただいたんですけども、その色の問題ですけども、用紙の地色含め3色以内と、これやはり今後やはり色々な封筒とかそういうところに全部印刷していきますので、やはりカラーが入ってくると費用的に増えるということで3色以内となってるんですけども、2色でも3色でもそんなに費用は変わらないということで3色以内って決めてるんですか、事務局としたら。やはりこれから今後費用の問題はやっぱり影響してくると思いますんで、あんまり色ものをいれていくとどうかなっていう気もするんですけども。用紙の地色入れて3色ってということですから、一応中2色ってということで考えたらいいと思うんですけども。それは費用的にはそんなに変わらないってということですか。</p>
<p>事務局 (総務課長補佐 今城崇光)</p>	<p>一応、あの案として考えた段階の範囲でしかお答えできませんのんですけども、まず3色以内っていう3色の数につきましては、この小委員会の方で最終的に決定いただきたいと思います。それで数が少ないのと多いのとであれば、封筒とかであれば例えばその1色で表現する場面が多いかと思えます。但し屋外の案内板であるとか、そういうものであれば例えば5色で作った場合、よく5色そのまま例えば「紀の川市役所こちらへ何百メートル」っていう時に市章入れるとなれば、5色で決まれば5色ぼんとその案内板へ付ける場合も多いかと思えますので、そういった場合には少しだと思うんですけども値段の方は高くなるんじゃないかと。それからその色合いが濃い色と薄い色使った場合に、1色に何段階も色合いが、最初の原案のイメージと単色で使った場合の差が大き過ぎるってということももしかしたら考えられるんじゃないかということで、少ない方、できるだけ色を抑えた数にしております。それ以上につきましては申し訳ないです。ちょっと先生の方から補足いただければと思います。</p>
<p>委員 (丸井幸次)</p>	<p>今の説明で大体わかったんですけども、結局普段の印刷物等については1色で今後やっていくという話だと思うんですけども、他の屋外のそういう掲示していく場合の市章については、原案通りの3色なら3色でやっていくと、使い分けていくってということですね。そういうことで考え方がいいわけですね。</p>
<p>事務局 (総務課長補佐 今城崇光) 委員 (丸井幸次) 議長 (黒田七郎)</p>	<p>マニュアルってということで最終的に考えていく場合は、そういうことも当然考えられます。</p> <p>はい。</p> <p>いいですか。先生の方。</p>

<p>委員 (丸井幸次) 議長 (黒田七郎) 委員 (北村元成)</p>	<p>もし、ご意見あれば。</p> <p>どうぞ。</p> <p>ですから色数が多いほど華やかに見えるというので、好ましいと考える場合もあるのですが、単色で表現しても市章としてコンセプトをそなえたデザインがよろしいかと思えます。</p>
<p>議長 (黒田七郎)</p>	<p>他にございませんか。それでは、募集方法の募集要綱案につきましてはこの原案どおりご承認いただいたとこのように解釈いたします。</p> <p>続いて、選考要領案につきまして事務局から説明をいただきたいと思えます。どうぞ。</p>
<p>事務局 (総務課長補佐 今城崇光)</p>	<p>はい、それでは次に選考要領案について簡単ですが説明させていただきます。こちらの方はまず選定の流れ、市章の選考基準、それから今後の公募作品の選考の日程等について、まとめさせていただきました。</p> <p>それでまず選定の流れにつきましては、まず周知方法についてチラシ・ホームページを通じて公募作品を募集していくということです。それからその後募集期間5月9日から6月15日、選考期間を6月下旬から7月ということに、それから類似調査、市章の最終候補の選定、これが8月予定の合併協議会になります。その後データ化、マニュアル化をしまして色んな資材に活用していく準備をしていくということになります。</p> <p>次に選考基準につきましては、申し訳ないんですが先ほどの募集要項の2番目の募集する市章と全く同じになっておりますので、これを基準にして選考も行うということです、説明の方は省略させていただきます。</p> <p>それから公募作品の選考ということで今後の予定の案なんですけども、まず募集期間を終了した部分からこちらの方に掲載させていただいております。それで6月の下旬から7月ということで第1次選考は専門的見地から分類をすると、これにつきましてはその上の2番の選考基準に合致してあってデザイン的にも優れている作品がAランクですよと、それから少しばかりは優れていても作品としては抜けてるんじゃないかというものがBランクですよと、それからやはりこれは選考基準から外れてるんじゃないかというものはCランクということを専門的見地から分類していただく、これが第1次選考です。</p> <p>次に第2次選考をこの第2回小委員会を開催しまして、第1次選考でAランク、Bランクになった作品の中から委員の皆さんにそれぞれ3点以内を選考していただくということで考えております。</p> <p>それで第3次選考として第3回小委員会を開催しまして、第2次選考で選んでいただいた作品数、これ3点以内にしておりますのでそこで集まる点数はちょっとわからんです。未定ですけどもその中から選考委</p>

員の皆さんに投票などの方法によって最終候補3点を選んでいただくところまでをこの小委員会の方で選考としてお願いできればということとこちらの方に案として記載させていただきました。

それでその後、類似調査というものが入っております。これは先ほども申しましたように他の市町村章とか登録商標との類似性の調査になります。

この最終候補の3点についてそれを行って、ここで合格となれば合併協議会の方へそれを提案して選んでいただくということです。ただし、最後の1点だけ類似調査をするってということも考えられるんですけども、類似調査の期間も半月から内容によっては1ヶ月程度かかりますので、この最終候補3点の段階でできればと考えています。ただその中でもし、他の作品が出てきて3点共だめやっという場合も、まずないと思うんですけども、考えられますのでやはり次点という作品も、もし決めておかなければならないということであればこの段階でそれを選考しておくという方法もこちらの方の案の方に書かせていただきました。

後、合併協議会、9月はマニュアル・データ化ということで、選考の流れになります。

選考要領の1番のところにチラシということで書かしていただいておりますので、配布しておりますこのA3版のこのチラシの方の説明も先にさせていただきたいと思っております。これは一つのたたき台として作っておりますので、まだまだレイアウトとか表現方法、各項目については今日決まったことからまた変更させていただきます。ここには募集したい市章、要するに募集要項の中でその募集する市章の部分を書かしていただいていることを、それから応募期間とその最優秀賞、優秀賞の賞金とかを書かしていただいていること、それから応募の方法、応募先、それから市章が決まるまでの流れ、それから右下には著作権等の取扱方法についてこちらのチラシの方に整理させていただいております。

それから真ん中に切取線をとって右側に応募用紙を付けてると、住所、氏名、性別、年齢、職業、電話番号、それから図案の主旨を書いていただいた上で、下の15センチ四角の中に応募作品を書いていただくと、これを封筒に入れて応募、郵送していただくということになります。以上です。

ただ今事務局の方から市章候補選考要領案、それから紀の川市のこのチラシにつきまして詳細についてご説明をいただきましたので、これにつきまして皆さん方のご質問、ご意見いただきたいと思っております。どうぞ。

議長  
(黒田七郎)

委員  
(北村元成)

今回、この流れで行ければ良いんですけども、この流れで行けない場合も考慮しておいた方がよいかという点があります。著作権のところにもあるんですけども、手直しをちょっと加えないとやはり選考にかからないので、例えば子どもが書いたものでアイディアは非常にいいんだけど、手書きなので今ひとつに見えてしまう場合がある。それは

非常にもったいないことなのでそのような場合というのは、委員の立場でちゃんと図案の趣旨を配慮しながら、比較して、してあげた方が良いのではないかと考えられます。そうなってくると例えばここに若干の変更を加える場合があります。他に変更が加わる可能性もできます。著作権のところでもう少し幅があるような書き方をしておいてこの1次選考、2次選考の流れの中で補作を加えていった方が良いアイデアの取りこぼしというのは少なくなるかなという風に思います。後は、最終候補の選定で3点以内ということで選定していくんですけども、できれば多くの方の意見を反映した形で決まっていく方が望ましいと思いますので、最終的に合併協議会の方にあげるんですけどもその段階で何票取って3点選定されてるのかという情報は残しておいた方がいいようにも思います。どうしてもぱっと見での判断になってしまいますので、好みによる可能性が出てきます。少人数での好みによりますと、もしかすると危険な、あまり選ばれたくないものが選ばれる可能性も出てきます。できるだけ多人数の指向性をとったものの方が望ましいと思われるので、ですからこの小委員会での意見とか得票とかそういった情報もぼかした状態で上にあげていくという形をとれないかなと思いました。以上です。

議長  
(黒田七郎)  
委員  
(榎本喜之)

ご質問ございませんか。はい、どうぞ、榎本委員。

すいません、この第1次選考のAランク、Bランクっていうの今、北村委員さんが言われたBランクの方が手を加えれば具体的に利用できる作品となって良いのか、Aランクは手を加えなくても十分使用できる作品だとして良いのか、その辺だけちょっと聞かせてほしいんですけども。

議長  
(黒田七郎)  
事務局  
(総務課長補佐 今城崇光)

はい、どうぞ。

まず、2次選考ではそのAランク、Bランクどちらも選考の範囲にもっていきますよということで提案させていただいてます。ですから、今ご質問いただいたとおり、まずそのAランクっていうのは必ずしも選考基準に合ってるということでAランクにしてるだけで、それが一番皆さんにとってこれがいいなっていう作品だけではないと、ですから先ほど北村委員さんの方からアドバイスがあったように補作ですか、少し手を加えればすごいみんなでふさわしいんじゃないかという風な作品になるというものがあればそれをどの範囲まで補作、補作してBランク入れようかということをお今日この場で小委員会の方で、そういう作業をしようじゃないかということで確認していただければ、まずこの第1次選考の中でそのBランクのほうへそういうのを入れていこうじゃないかということで、すいませんちょっと説明悪いんですけども補作をして良い作品をできるだけ次の段階へ送り込もうということで、補作はOKやという

のをこの場でご確認いただければいいと思います。ちょっとすいません、説明の方変なんで申し訳ないんですけども。まずAランクは基準に合っていると、しかし基準には少しあわんけど補作すれば、ちょっと修正すれば良い作品になるというものをBランクへ入れて次の選考へあげていくと、それでいいんじゃないかということをご確認いただければそういう方法も一つの方法やと思います。

議長  
(黒田七郎)  
委員  
(岡田邦夫)

どうぞ。岡田委員。

すいません、修正補作なんですけどね、その幅ですわな、どのくらいが修正でどのくらいが補作っていうのあるので、そこたしの辺がちょっと難しい点出てくると思うんです。大体どのくらいまでがその出品された本人さんのデザインそのものが残っていくかというので、その補作の段階、修正の段階ってものすごくちょっと漠然としすぎてそこたしがちょっと難しいんじゃないかと思います。ちょっとの形のもんとかいうんじゃないいいんやけど、また色んな形でやっぱりそれを原点において良い作品を作っていくっていう形がまた生まれてくるかもわかりませんのでね。その場合は応募のそのいう本人さんのそうした原点っていうのがちょっと薄れてきてちょっと難しい点も出てくるんちゃうのかな。

委員  
(丸井幸次)

関連しますんでね、大体同じような考え方なんですけども、もう専門の見地から分類するっていうのは合併事務局でやるわけ。我々委員ではないんでしょ。第1次選考について。それまず聞かせてよ。

議長  
(黒田七郎)

はい、どうぞ。

事務局  
(総務課長補佐 今城崇光)

はい、こちらの要領案の中ではこの専門的見地からの分類は北村委員さんをお願いしたいと考えております。

委員  
(丸井幸次)

はい、わかりました。じゃあそのそこでね、今言うてる補完的な作業か、修正作業になるんか、その範囲っていうのは非常に難しなってくると思うんよ。だから我々委員の中でその辺はこの辺までやったらいいんじゃないかっていうある程度ルールっていうのは決めとかなないと、先ほど先生言われたその小学低学年の方がそのクレパスみたいな形でじゃじゃに書いてきたと、これはマークにしたらいいのになんていう形が出てくる可能性がある、あるいは保育所の生徒とかっていうことで、極端に言えばね、それはあるっていうことなんですけども、その辺のある程度の我々意思統一しておかないと、形は残して本当にマークとして使えるかっていう修正だったらわかるんですけども、ただ絵に描いてることがいいからこれをマークにしましょうっていうのが難しいなという気するんですがね、今度その書いた人の意思っていうんですか、それが反映されるかどうかっていう問題も出てくると思いますんで、その辺ちょっと

ある程度ルールづくりしておく方がいいのかなっていう気がするんですけど。言われてることは良く理解してますし、当然そういうことも大事だと思うんですけども、それ私も思います。

委員  
(千田 弘)  
議長  
(黒田七郎)  
委員  
(千田 弘)

議長、すいません。

はい、どうぞ。

同じ意見になるんですけどね、せっかく皆からそういう図案を募集した中で手を加えた後選考するっていうのはちょっとおかしいと思うんですよ。手を加えやんもんの中から一応選考してそのAになった、Aランクの人でここをこういう風に修正しましたよというのが当然であって、そしたら応募した人のあれをなくしてしまうっていうことに。A、Bと分けるっていうことは、当然個人が応募した中で我々がそれをするんであって、その中の一番最高になったもんを修正するっていうんだったら話しは、もちろん良い市章ができるにこしたことはないんですけども、その主旨からちょっと外れてくるような気がするんですけども、その点事務局の方はどういう風に考えてるんかちょっと教えていただきたいんですけど。

事務局  
(総務課長補  
佐 今城崇光)

まずちょっと答え先にずれるんですけども、著作権のところを書いてるこの説明文につきましては、まず採用作品の使用になりますんで今ご質問いただいた、最終的に決めたものをその市章に用いる場合に若干の変更或いはその白黒で使う場合がありますよというお断りをこちらのチラシの方の下に入れさせていただいてます。それから今のそのランク付けする場合、ランク付けするんであれば補作、補修なんかもしない方がいいんじゃないかとか色々なご意見いただいたんですけども、事務局としましてはこの案を検討してる段階では、図案の主旨っていうのを書いていただくんですけども、図案じゃなしに図案の主旨ですね、そちらの方も特に大事にして選んでいければいいなという考え方です。ですからその手を加えてっていうことは特に考えておりません。先ほどその説明の中でそういうのも一つの方法ですと言わしていただいたのは、色んな意見の中で最終的に選んでいく方法を皆さんの中でルールづくりを確認していただきたいというのが今日のこの協議の場になりますんで、一つそういう方法もありますということで言わしていただきました。答えになっていないかもわからないんですけども、ですからまず色々のご意見、ご質問いただいたものを材料にして申し訳ないですけども、この選考の段階での補修を行うか、或いはしない、或いはその最終作品についてはやはりその作品にせんなんのでちょっと手を加えるとかそこら辺をご確認、協議の上ご確認いただければと思います。

議長

ちょっと大事な段階に入ってきておりますので、10分程度暫時休憩

(黒田七郎)	<p>をさせていただきたいと、この間に十分一つ皆さん方でお考えいただきましてですね、再開後申し出ていただきたいと。ちょっとお待ち下さい。はい、どうぞ。</p>
<p>委員 (藤永知宏)</p>	<p>はい、今色々お話し出していただいて最終的に一つに絞るような話し合いをしていただいているんですが、先ほど北村先生最初におっしゃってくれたように、やっぱり作品じゃないなという風になった時の時間的な問題もありますし、結局この小委員会で合併協議会にだすにふさわしくないと、もう一度新しく募集したらどうかという声も出ないとも限らんと思いますが、だからもうそんなに時間的な経過あるからもう色々な中で最終的にもう一つ必ず決めとこうという風な、そういう風にしとくほうがいいんか、その辺がちょっと私も不満やけどもうやむおえんと、もう期間が来たんでと、それで妥協してもらっていいんかどうかというような点もちょっと休憩時間中に各委員さんで考えていただいたらありがたいなと、そなえ思います。</p>
<p>議長 (黒田七郎)</p>	<p>はい、わかりました。それでは10分間休憩させていただきますので。</p>
<p>事務局 (総務課長補佐 今城崇光)</p>	<p>すいません、ちょっと休憩に入る前にいいですか。すいません、僕の方で先ほどちょっと説明が不適切でしたんで、質問のやりとりの中でですけども、まず著作権のところを書いてますように最終的に使用する決まった作品に対してのその補正ですね、要するに白黒で使ったりとかいうのは、こちらに書いてますように一つの提案として書かしていただいています。ただ覆本委員さんにご質問をいただいた時に、説明した中でBランクに入れるやつを修正したり、補正したりしたやつを主旨がいいんでちょっと補正してBランクにしてはどうかっていう風に僕言うんですけども、それはちょっと一つの案としては不適切やと思いますんで、訂正とお詫びさせていただきます。</p> <p>一応すいません、それちょっと訂正とお詫びです。</p>
<p>事務局 (次長 栗山房大)</p>	<p>今の確認ですけどね、もう一度確認のために申し上げたいと思いますけど、とにかく修正したものををもって皆さん方に選考してもらおう対象にしていくっていうのはおかしいと思いますんでね、当然専門的な目から見てこの作品の主旨に合ってるしね、すごくその絵自体は稚拙な絵であるけれども、意味合いとかバランスとかがすごくええという専門的な目から見てですよ、ですからこれは捨てがたいなというのはひょっとしてBのランクにのってくるかもしれない。ただそれは先生の手も、誰の手も加わっていない形でのごせていくと。それを皆さん方が選んだ場合、最終的に決まった場合はそれを補作すると、そういう意味合いに取っていただきたいと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>では、そういうことで、ちょっとトイレ休憩いたします。はい。</p>

(黒田七郎)

(休憩 午後3時26分)

(再開 午後3時38分)

議長

(黒田七郎)

休憩前に引き続きまして、再開をいたします。休憩前の皆さん方からご意見をいただきましたけれども、統一した一つのはっきりとした明確な説明をですね、ただ今事務局の方からさしていただき、また北村特別委員の方からも補足的に説明を申し上げらしていただきたいと、このように考えますので、ただ今から事務局の方からお答えをいただきたいと思います。どうぞ。

事務局

(総務課長補佐 今城崇光)

先に事務局の方からのご説明を申し上げなければならないのですが、一応先ほどからご意見いただいた内容につきまして、決定していただく説明をする前に北村先生の方から最終的になにかアドバイスがあればいただきたいと思うんですけどもよろしいでしょうか。

委員

(北村元成)

先ほどもこの選考の流れというところで修正、補作というところでご意見あったんですけども、一つは質の高い作品が数多く集まっている状態であれば、修正、補作の必要はないと思います。ただ、こういう公募の場合によくあることは、そういう質が揃わない、数が揃わないという状態に陥ることに。この公募の場合そういう例が非常に多くあります。私もいくつかそういう公募に関わったことあるんですけども、そういう作品が集まらなかったというような結果に陥ったこともありました。そのような場合はもう一度やる、もしくはプロを通じて公募でやった場合でも質が揃わない、一定のレベルに達しないということもありまして修正、完全にもう一回やり直してもらおうというような場合もございました。公募の場合非常にそういうリスクが高くなってきます。ですから揃った場合という、質も高く数も揃った場合というのはその流れでいいと思いますけれども、そうでなかった時にどうしていくかという部分の余地を残していく必要性はあると、その余地というところで全く手を加えない状態で選考できるものかどうか、ということだと思いますと何点か絞った上でその中で最終候補になるような部分であれば何点かシンボルマークとしてある程度の形に見えるような状態にして、したものでご判断いただいた方が正確にある程度のクオリティを保った上で選考していただけるんじゃないかというような部分もあるかと思えます。これは質も揃わずに数も揃わなかった場合のプロの形としてその余地を残しておいてはどうかという案でございます。

議長

(黒田七郎)

はい。他にございませんか。

事務局

(総務課長補佐)

今の北村委員さんにアドバイスをいただいたわけですけども、質が高い作品が特になかった場合ということでアドバイスをいただいております。

<p>佐 今城崇光)</p>	<p>すので、基本的には選考段階では補作はしないと、最終的に市章の最終候補を決めた段階で必要に応じてその作品について若干変更を伴う場合があるという最初のこの著作権等についてというところを書いてるとおりのプランでいかがかなと思います。それで今、先生の方からは、そういう質の高い作品がどうしてもなかった場合には、じゃあどうしますかっていうことで言われてますんで、その場合はもう一旦募集したやつをそのまま選考していくことになれば、若干その手を加えなければ選考の段階までもっていけないんじゃないかというところなんです、そこだけ最終的に皆さんのご意見もう少しいただければと思うんですけども。</p>
<p>議長 (黒田七郎) 委員 (丸井幸次)</p>	<p>はい、どうぞ。丸井委員。</p> <p>今の説明でよくわかりました。本当にクオリティの高い作品ばかりがあればこういう問題は起こらないと思うんですけども、もしそういう作品が少ない時にはまた再選考っていうのもこれも大変な労力と時間もかかりますし、応募ある中からよりいいものを選んでいこうという意味で一定の修正を加えていく、それはよくわかりましたけども。ただその中でやはりここにもありますとおり、図案の主旨ですねその人の意思っていうのがまず一番基本にそれぞれ素人ですからその図柄を上手に描くっていうのはなかなか難しい場合もあると思います。専門の方であれば、良い図案にしていくと思うんですけども、やはりまず第一段階はその図案の主旨ってもんをまず第一的に考えていただきまして、その中でより高度なもんを選んでいくということはもうよくわかりました。ただその2段構えがいいと思います。基本的にはやはり最初の応募された作品を中心に考えていくということが大事なかなと私は思いますけど。</p>
<p>議長 (黒田七郎)</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>はい、どうぞ、田村委員。</p>
<p>委員 (田村美代子)</p>	<p>すいません、確認でございますけども第一候補Aランク、Bランクっていう第1選考で良いものがあればもうそれが一番望ましい形。で、その次はそれが良いんだけどもう一つこれを市章に決定するっていうことは言いかねるっていう時は、専門家の一つの変更をいただいて、補作いただいてそれを採用していく。だから選考の最終選考において、もうこれ募集した中ではないと、だから改めて専門家に頼むということはもう考えないということですね。考えないということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。</p>
<p>事務局 (総務課長補 佐 今城崇光)</p>	<p>はい、今のご質問の答えですけども、そこをするかしないかについては、この委員会の方で協議して決めることになるかと思えます。ただこの案の中ではそういうことはすいませんが想定して、この資料は作っておりません。</p>

<p>議長 (黒田七郎) 委員 (竹村広明)</p>	<p>はい、竹村委員。</p> <p>今皆さん方いわれてるのは大体わかるわけなんですけども、このAランク、Bランクというのがおかしいんじゃないかと思うんですよ。最終審査に残るのは、コンセプト、図案は素粗でもですねこれ修正したら直るんじゃないか、良いアイデアで描かれてるなっていうやつを最終選考に残してですね、それを皆さん方で先生のご意見もいただいて、これ直したらこのようになりますよとかいうようなの聞いてですね、これを最終にチャンピオンっていうんですかね、決定した後にですね、その応募された方と話しをしてまたこう変えていくとかそういう具合で決めていかれたらどうかなと思うんですけども。ただもうこの選ぶのは手を加えずにですね、最終に残すとそういう風な形をとっていかれた方がいいんじゃないかと思うんですけど。Aランク、Bランクとする必要はどこにあるのかなと私は思うんですけど。</p>
<p>議長 (黒田七郎) 事務局 (総務課長補佐 今城崇光)</p>	<p>事務局、どうぞ。</p> <p>はい、一応資料として他の事例を参考にしてこのようにさせていただきました。今のご意見についてもその通りだと思います。</p>
<p>議長 (黒田七郎) 委員 (竹村広明) 議長 (黒田七郎) 委員 (榎本喜之)</p>	<p>竹村委員それでよろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>他にございませんか。はい、どうぞ、榎本委員。</p> <p>すいません、質の問題で今話しててるんですけども、満たないとかこれは満ち足りてるとかっていう判断は専門家である北村委員さんに全てお願いしてってということですか。どの段階でその足りてる、足りてないっていのをするのかなっていう風なん思いましたんで一つその辺だけお願いしたいと思います。</p>
<p>議長 (黒田七郎) 事務局 (総務課長補佐 今城崇光)</p>	<p>はい、事務局、お答えできますか。</p> <p>こちらの案におきましては、第1次選考は専門的な北村委員さんをお願いしたいってことで、皆さんにご了解いただければそこら辺の判断につきましては、先生にお願いして、次の段階から皆さんに選考していただくという流れになります。</p>
<p>議長 (黒田七郎)</p>	<p>よろしいですか。はい、他にございませんか。粉河町ございませんか。 はい、どうぞ。</p>

委員  
(杉原 勲)

せっかくですんで、先ほどからお話聞かせていただいているんですけども、こういう話しの中から第1選考、第2選考と分けておりますけれども、それでしたら第1選考から委員会から一緒に先生の意見を聞きながら、何点かの選考をすれば良いんじゃないかと、私はそのように考えます。

議長  
(黒田七郎)

事務局、他にございませんか。答弁に。はい。

委員  
(北村元成)

これも提出されてきた数にもよると思うんですけども、例えば5百何点という形で集まってきた場合にそれができるかという、多分相当大変な作業になるかと思えます。で、このシンボルマーク、市章をはじめとしましてシンボルマークについてなんですけれども、その図案として美しいかどうかという審美的な判断ですとか、それぞれ個人の趣向性に関して判断というものもあるんですけども、それだけではなくて普通の絵とかと違います、こういうシンボルマークっていうのはさらにその後の汎用性ですとか、合理的な形をしているかどうかですとか、後は他のシンボルマークとの判別性があるかどうか、そういった機能的な面での判断が必要になってきます。ですからこのマークは美しいんだけどシンボルマークになるのかならないのか、というところで落としていかなければならないものっていうのが出てくる。そういった意味で私がここで第1次選考をやらせていただくとすれば、まずやらなければならないというのはシンボルマークになるのかならないのかという判断で切っていこうかと。これは一定の基準で汎用性がない、あるですとか、汎用性がある、ないとかいう判断で一定ラインで区切ったものの上、下ということではできかと思えます。その上で見ていただくことはできかと思えます。そうしないと日高川町の場合は500点ぐらいの数が集まってきましたので、それを全員で見るとなると相当な労力になりますし、そこで説明を加えた上でやるとなかなか大変だと思いますので、できればそこでシンボルマークになり得るものという形を選別したうえで、さらに審美性ですとか、紀の川市に合ってるかどうかという点で判断していただくような場が設けられればいいんじゃないか。できれば全部そういう形でやればいいと思いますけれども、実際的な問題はそういう形にならざるを得ないと思います。

議長  
(黒田七郎)

はい、ありがとうございます。他にご意見、ご質問がないようでございますので、お諮りをいたしたいと存じます。

まず2番目の市章の募集方法について及び3、市章の選考方法につきましては、原案を元に皆さん方のご協議により決定いたしました事項の通り、そのように決定させていただいてもよろしいでございますでしょうか。

<p>議長 (黒田七郎)</p>	<p>「異議なし。」の声あり。</p> <p>はい、ありがとうございます。異議なしということでございますので、市章の募集方法について及び、3、市章の選考方法については、原案を元に協議により決定した事項のとおり決定をいたしました。</p> <p>続きまして4、その他につきまして事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (総務課長補佐 今城崇光)</p>	<p>はい、協議事項の4につきましては特にございません。</p>
<p>議長 (黒田七郎)</p>	<p>はい。それでは本日他にご意見、ご質問がないようでございますので、お諮りをいたしたいと存じます。</p> <p>その他の件につきましては、事務局から質問がございませんので、全て終了をいたしました。それでは会議次第8番のその他でございますけれども、皆さん方のご意見ございませんので最後の会議次第の9番の次回開催日程等につきまして、ご異議は皆さんございませんでしょうか。事務局ございますか、どうぞ。</p>
<p>事務局 (総務課長補佐 今城崇光)</p>	<p>はい、この9番のほうは空欄にさせていただいております。公募方式となりましたので、先ほどのお決めいただいた中の募集期間が6月の15日ということで取っております。それで先生の第1次選考期間というのがどれほどかかるかちょっとわかりませんので、できれば7月上旬、日程でいえば4日の月曜日から8日の金曜日の間ぐらいでこの第2次選考、第2回小委員会を開催したいと提案させていただきたいんですが、もう少し詳細に決めといたほうがよろしいでしょうか。</p> <p>日を決めさせていただいてもよろしいですか。</p>
<p>議長 (黒田七郎)</p>	<p>場所はこの通りやね。はい。</p>
<p>事務局 (総務課長補佐 今城崇光)</p>	<p>場所はこちらに書いてますように、今度は粉河ふるさとセンターということでよろしく願いいたします。はい。</p>
<p>議長 (黒田七郎)</p>	<p>はい、ただ今事務局の方から次回7月上旬小委員会を開催する予定でございますので、場所は粉河ふるさとセンター2階、視聴覚室において会議を開きたいと、こういう予定をさせていただきたいと思っております。</p> <p>本日の日程は全て終了いたしました。なお、小委員会規程第6条の規定に基づきまして本日の小委員会の審議の経過、及び結果につきましては、5月開催の予定の第13回合併協議会で報告をさせていただきます。</p> <p>大変皆さんお忙しいところご出席いただきまして、慎重審議いただきましてまことにありがとうございました。本日はこれにて散会いたします。みなさんありがとうございました。</p>

--	--